

三芳町環境基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことにより、持続的に発展することができる地域が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されな

なければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第7条 町は、全ての施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるように努めるもの

とする。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、三芳町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前項に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、三芳町環境衛生対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第10条 町は、町民又は事業者が環境への負荷の低減のための施策の整備、研究開発その他の適切な措置を自らとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の保全及び創造)

第11条 町は、地域の特性を生かした良好な景観、歴史的文化的な環境その他の良好な景観の保全及び創造を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第12条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第13条 町は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、町は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第14条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、町民及び事業者が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の環境保全活動の促進)

第15条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動その他良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視等の体制の整備)

第17条 町は、環境の状況の把握等に関する調査を実施するとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第18条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、国、県他の地方公共団体及び関係機関と連携し、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進する為に必要な体制を整備するものとする。

2 町は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

3 町は、民間団体等との共創又は協働により、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 町は、良好な環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みが必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境衛生対策審議会)

第21条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三芳町環境衛生対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第8条第3項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 良好な環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 住民代表

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(三芳町環境衛生対策審議会条例の廃止)

2 三芳町環境衛生対策審議会条例（平成3年条例第2号）は、廃止する。